

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大宜味村長

市町村名 (市町村コード)	大宜味村 (473022)	
地域名 (地域内農業集落 名)	喜如嘉地域 (謝名城・喜如嘉区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月27日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農振農用地区域の土地改良区内にあり、オクラレルカ、フトイ、キクなどの花卉類、マンゴー、シークワサー、サトウキビ（黒糖用）が主に栽培されています。
土地改良区域については、復帰直後に整備されたため老朽化が激しく、水はけが悪くなっていたり、破損している部分もあるため補修などをする必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物であるオクラレルカ、フトイ等の切り花類については生産者の高齢化が進んでいるため、村外からでもいいので若い農家に就農できるような取り組みをする検討する。その他の作物についても担い手への農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図ります。また、利用者のいない農地については地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の土地改良区と隣接する農地で安定的に農業がおこなわれている区域とする。

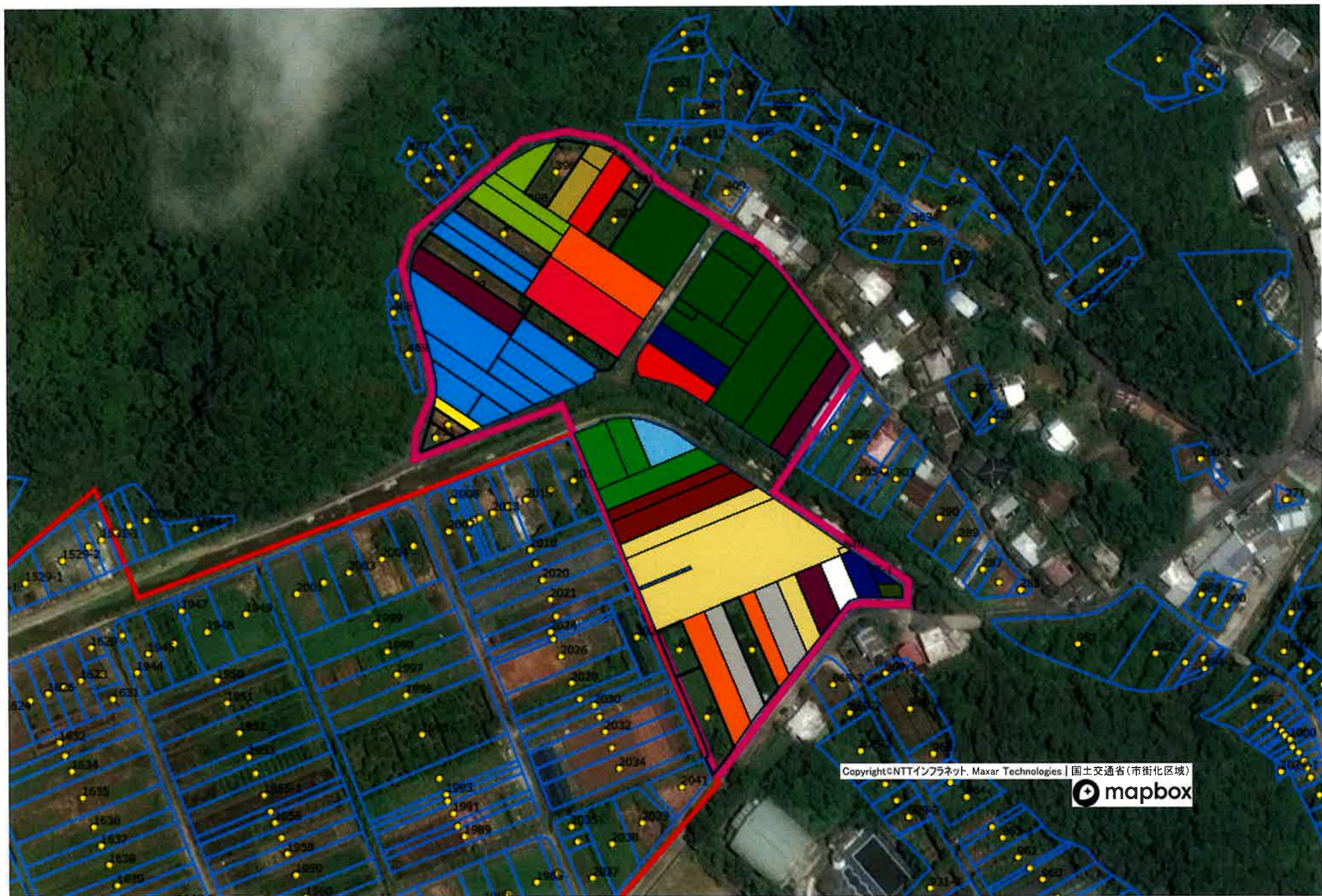
注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者及び地域での意欲的に農業を営む意向のある農家を中心に面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農業を利用者の経営意向を考慮しながら農地中間管理事業を活用し、権利設定を段階的に進め、担い手への農地の集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 今後、担い手のニーズを集約し、農地整備事業を活用して整備の実施を始める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内外からの多様な経営体が地域計画区域内で農地を活用したい意向があれば、沖縄県やJAと連携し、地域の意向に沿った農業が出来るよう支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 シークワサーの栽培管理及び収穫作業については高齢化等により出来なくなる農家が増加するため、栽培管理及び収穫支援サービス事業者があれば、農作業を委託することを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシの被害が拡大しないよう防止柵の設置を推進する。 ②無化学肥料・無農薬栽培に関心が高い農家が多いのでこれらが取り組みやすい環境づくりを進める。 ⑧土地改良区内の農地に対し、給排水路等の基盤の補修をすすめ、営農しやすい環境を作りを進める。				



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)





Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)

